

募集

町ホームページのバナー広告を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総合政策課 情報計画係 ☎096(293)5211、FAX 096(292)9415



**町**ではホームページでのバナー広告事業を展開しています。バナー広告とは、町のホームページに企業などのホームページをリンクさせるもので、企業のPR、地域経済の活性化、新たな財源確保を目的としています。ぜひ、あなたの会社のバナー広告を掲載してみませんか？

現代社会では、何かについて調べるとき、インターネットを利用することが浸透しています。よその町に出かけるときには、その町のホームページを一度確認することも少なくありません。

当町のホームページも月平均16,000件のアクセスがあります。

ホームページを持っていない各種事業所・団体などもバナー広告が掲載できます

規定のフォームで簡易なページを作成し、バナー広告に掲載することができます。お気軽にご利用ください。

- ◆文字数 1,000文字以内
  - ◆写真などの画像データ 3枚以内
  - ◆添付ファイル 2.0MB 以内
- 例  
・会社やお店の紹介・PR  
・各種団体などのイベント情報(発表会・コンサートなど)

※大津町有料広告掲載要綱第3条に該当する内容の広告は掲載できません。  
例：法令などに違反するものまたはそのおそれがあるもの／公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの／政治性、宗教性のあるもの／掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

- バナー広告掲載料  
月額1,500円～8,000円(掲載場所により金額が異なります)
- 掲載期間 翌年3月末まで(1カ月単位でも可)
- 申込方法  
掲載申込書を郵送・FAX・メールいずれかで送付してください

町ホームページ <http://www.town.ozu.kumamoto.jp/>  
メールアドレス [sougou@town.ozu.kumamoto.jp](mailto:sougou@town.ozu.kumamoto.jp)

休日開庁

3月13日(日)、支払い窓口を開きます！

●問い合わせ 各担当課にお問い合わせください

- 各支払いの問い合わせ
  - 町税 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117
  - 住宅使用料 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112
  - 保育料 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981
  - 下水道受益者負担金など 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679
- 日** 曜日に税金などの支払い窓口を開きます。支払いがお済みでない人は、この機会をぜひご利用ください。
- 日時 3月13日(日) 午前9時～午後4時
- 場所 役場2階各課窓口

募集

大津つつじ祭をいっしょに盛り上げよう！参加者募集

●申し込み・問い合わせ 大津つつじ祭実行委員会(明日の観光大津を創る会事務局) ☎096(294)2877



**大津**つつじ祭実行委員会は、4月17日(日)に開催される大津つつじ祭のステージ、パレード出演者を募集しています。団体のPRや習い事の成果を披露するチャンスです！ふるってご応募ください。

また、当日のステージやパレードのお手伝い、前日の準備をしてくれるボランティアスタッフ(中学生以上)も募集しています。町民みんなが楽しめる大津つつじ祭を一緒に盛り上げましょう。

●申込期限 3月11日(金)

※応募者多数の場合は大津つつじ祭実行委員会にて選定を行います。

国保

平成28年度の新しい国民健康保険証を発送します

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

新しい保険証の有効期間は平成28年4月1日～平成29年3月31日。毎年3月末に行っている保険証の更新は、郵便局の「簡易書留」の郵送で行います。

簡易書留とは、申し込みをした時間と届いた時間を記録する郵便です。郵便局員から手渡しで配達され、受け取りには、受領印が必要ですので、確実にお届けする事ができます。

また、更新に伴い有効期限を過ぎた保険証は、各自適正に処分してください。

●郵送期間 3月中旬～3月31日(木)

※3月中旬に受け取れなかった場合は、4月1日(金)以降に、役場健康保険課国保・医療係の窓口でお受け取りください。

●窓口交付に必要なもの

- ・印かん
- ・本人確認書類(免許証や保険証など)
- ・委任状

(別世帯の人が受け取る場合) ※事前に窓口交付を申請している人は、3月9日(水)から受け取りができます。

※退職者医療制度に該当する人は、保険証の色は同じで「退職被保険者証」と表示しています。

国保

国民健康保険の届出はお済みですか？ 14日以内に届出を

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険に加入するとき・やめるときは届出が必要です。

国民健康保険は、他の健康保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人が住所地で加入します。

健康保険の切り替えは自動的に進められませんので、取得・喪失などの変更があったときには、14日以内に役場健康保険課国保・医療係へ届出てください。

○届出が遅れると……

◆加入の場合  
加入資格を得た日(他の健康保険の喪失日)までさかのぼって保険税を納める必要があります。

◆やめる場合  
他の健康保険加入後に、国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療費、健診などの助成金を返還する必要があります。

さらに、国民健康保険の保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうこととなりますので、ご注意ください。

▼修学のために転出したとき  
大津町の国民健康保険の資格を持つ学生で、修学のために町外に転出した場合、申請すると特例として引き続き大津町の国民健康保険に加入することができます。

▼学校を卒業したとき、在籍しなくなったとき  
住民票が町外にある場合は、大津町の国民健康保険には加入できませんので、喪失手続きが必要です。

また、就職して職場の健康保険に加入した場合も同様に国民健康保険の喪失の手続きをしてください。

▼大津町国民健康保険を喪失した後は  
社会保険に加入しない場合は、喪失手続きの際に交付される「資格喪失証明書」を持って、住所地の役所で国保加入の手続きを行ってください。

	どんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合)	・転出証明書 ・印かん
	職場の健康保険をやめたとき(扶養からはずれたとき)	・職場の健康保険(社会保険など)をやめた証明書※ ・印かん ※健康保険資格喪失証明書や離職票など、誰がいつ、どの健康保険をやめたかがわかる証明書が必要です。
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	・国民健康保険証(全員分) ・印かん
	職場の健康保険に加入したとき(扶養に入ったとき)	・国民健康保険証(全員分) ・職場の健康保険証(全員分) ・印かん
保険証手続き	修学のために町外に転出した時	・学生証や在学証明書 ・印かん
	学校を卒業したとき(在籍しなくなったとき)	・卒業証書などの卒業した日がわかるもの(または除籍日がわかるもの) ・国民健康保険証 ・印かん